

空き店舗や工業用空地等の情報を御提供ください



市では、企業誘致施策や創業者支援施策を幅広く展開しています！市に立地する企業や、創業しようとする事業者のために、皆さまがお持ちになっている情報を御提供ください。市 HP において情報を公開し、市の企業誘致・創業支援を促進します！

市の主な支援施策

1. 企業等の新たな企業投資の促進のための支援措置に関する条例

市内の工業専用地域、工業地域、市街化調整区域での開発行為の許可地域において、製造業、情報通信業、自然科学研究所が一定額以上の投資を行った際に、奨励金の交付や固定資産税の不均一課税等の支援措置を講じます。

2. 創業事業

市内で創業し、法人化のために法人登記をする際の登録免許税および創業において必要な設備取得や内外装工事費等の一部を補助します。

3. 空き店舗活用事業

市内の空き店舗(店舗または事務所のために使用していた施設のうち、現在、営業していないもの)を新たに契約し、サービス業等を営む事業者に対し、設備取得や内外装工事費等の一部を補助します。

募集する情報

1. 空き店舗(現在、営業をしておらず、使用されていないもの)
2. 住居用ではない、貸し工場等の賃貸物件
3. 事業所等が立地することが可能な空地

申請方法

市 HP 内にある「空き店舗・工業用空地等情報揭示申請書」に必要事項を記入の上、座間市役所4階商工観光課へ御提出ください。

市 HP における情報公開期間は6か月間です。公開の延長を希望する場合は市 HP 内の「空き店舗・工業用空地等情報揭示継続申請書」を御提出ください。

申請にあたっての注意事項

1. 提供いただいた不動産情報は、市が推奨や取引の仲介を行うものではありません。
2. 不動産情報は、提供していただける方の責任において、正確な情報の記入をお願い致します。
3. 不動産情報の受付範囲は市内に所在する土地または建物で都市計画法、建築基準法等の法令に抵触しないものに限ります。
4. 記載事項および告知事項に不実の記載がある場合、情報を取り扱わないことがあります。
5. 契約の締結などがあった場合は、速やかに空き店舗・工業用空地等情報変更申請書を提出してください。

問合せ先

座間市役所 環境経済部商工観光課 TEL046-252-7604